

## 債権譲渡禁止の部分的解除のための契約条項

### (適用契約)

第1条 この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する次のすべてに該当する契約に適用するものとする。

- (1) 装備品及び役務等の調達に係る契約（工事請負契約を除く、一切の契約をいう。）
- (2) 予定価格を市場価格方式（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第6号に規定する計算方式をいう。）により算定する契約
- (3) 乙（契約の相手方）が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である契約

### (適用債権)

第2条 この契約条項の対象となる債権は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 売掛債権担保融資保証制度（中小企業信用保険法の一部を改正する法律（13.12.17）により創設されたものをいう。以下「保証制度」という。）に基づき譲渡される債権

乙が有する債権であって、信用保証協会（信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）及び金融機関（乙と取引のある中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に限る。以下同じ。）に対し、金融機関からの融資の担保として譲渡されるものであること、また、譲渡された債権は信用保証協会と金融機関の準共有となること等、保障制度に基づき適切に譲渡される債権をいう。

- (2) 反対給付の完了を確認している債権

乙が反対給付を完了していることを甲が検査等により確認しており、甲が同時履行の抗弁権を行使する必要のない債権をいう。

- (3) 金額が確定している債権

### (債権譲渡禁止の部分的解除)

第3条 前2条の規定に該当する場合には、乙は、信用保証協会及び金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第4条 乙は、前条の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(乙の事前説明)

第5条 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、この契約条項の内容を説明しなければならない。

(承諾申請及び通知の様式及び時期)

第6条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、必要書類を添付の上、承諾申請は別紙様式第1、通知は別紙様式第2により行わなければならない。

2 乙が前項に定める承諾申請及び通知を行う時期は、この契約履行の完了に際し、検査に合格した後とし、あらかじめ債権譲渡を行う旨を甲に通知するものとする。

(異議を留めた承諾)

第7条 甲は、債権譲渡の承諾を行う場合には、乙（債権の譲渡人）並びに信用保証協会及び金融機関（譲受人）に対し、債権の譲渡によって、担保責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅及び契約条項に基づく契約金額の変更その他の契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利に一切の影響がないことについて、民法（明治29年法律第89号）第468条第1項の規定により、異議を留めて承諾しなければならない。

(承諾の様式)

第8条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第1条及び第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、別紙様式第3により、前条に規定する異議を留めた承諾をするものとする。

2 甲は、前項に規定する承諾については、遅滞なく行うものとする。

(甲の権利及び利益)

第9条 乙は、この売掛債権譲渡が、担保責任に係る権利、債務不履行等に

による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、必要な場合には、前項の措置を講じるものとする。

(その他)

第10条 この契約条項に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じたときには、甲、乙（又は丙、丁）協議の上、解決するものとする。

## 債権譲渡承諾申請書

年 月 日

甲 契約担当官

殿

住 所 :

譲渡人 :

代表者 :

印

住 所 :

譲受人 :

代表者 :

印

住 所 :

譲受人 :

代表者 :

印

乙は、甲との下記契約について履行の検査を受け合格したので、下記契約に基づく、代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を丙及び丁に譲渡すること並びに丙及び丁が譲渡対象債権を準共有として譲受することを「債権譲渡禁止の部分的解除のための契約条項」の規定に基づき、必要書類を添付の上、申請する。

その際、乙、丙及び丁は、次の項目について、あらかじめ承諾していることを証する。

- 1 譲渡対象債権に係る丙及び丁への支払いについては、従前どおり下記契約の規定に基づき、契約物品又は役務全体の完成、納入及びその検査合格を条件としてなされること。
- 2 丙及び丁は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国に対しては、譲渡対象債権に係る下記契約の契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任を求めないこと。同契約条項に規定する乙の担保責任については、従前どおり乙が継続して負担するものであること。債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については乙の負担であって、国の負担を求めないこと。

下記契約に基づく譲渡対象債権額並びに丙及び丁が指定する口座は次のとおりであり、払込みを依頼する。

## 1 譲渡対象債権額

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 契 約 代 金 額 : | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 : | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 : | 円 |

## 2 丙及び丁払込口座

銀行	支店	口座名義人	種類	番号
----	----	-------	----	----

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 契 約 日 :
- 3 契 約 件 名 :
- 4 納期（履行期限） :
- 5 検 査 合 格 日 :

添付書類：印鑑証明（乙、丙、丁各1通（発行日より3ヶ月以内のものに限る。））

注：1 乙は、請負人（契約相手方）とする。

2 丙は、乙への融資の担保として債権譲渡を受ける金融機関とする。ただし、乙と取引のある中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に限る。

3 丁は、乙から債権譲渡を受ける信用保証協会とする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。

## 債権譲渡通知書

年 月 日

甲 契約担当官

殿

住 所 :

譲渡人 :

代表者 :

印

住 所 :

譲受人 :

代表者 :

印

住 所 :

譲受人 :

代表者 :

印

乙は、甲との下記契約について履行の検査を受け合格したので、下記契約に基づく、代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を丙及び丁に譲渡したこと並びに丙及び丁が譲渡対象債権を準共有として譲受したことを「債権譲渡禁止の部分的解除のための契約条項」の規定に基づき、必要書類を添付の上、通知する。

その際、乙、丙及び丁は、次の項目について、あらかじめ承諾していることを証する。

- 1 譲渡対象債権に係る丙及び丁への支払いについては、従前どおり下記契約の規定に基づき、契約物品又は役務全体の完成、納入及びその検査合格を条件としてなされること。
- 2 丙及び丁は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国に対しては、譲渡対象債権に係る下記契約の契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任を求めないこと。同契約条項に規定する乙の担保責任については、従前どおり乙が継続して負担するものであること。債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については乙の負担であって、国の負担を求めないこと。

下記契約に基づく譲渡対象債権額並びに丙及び丁が指定する口座は次のとおりであり、払込みを依頼する。

## 1 譲渡対象債権額

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 契 約 代 金 額 : | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 : | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 : | 円 |

## 2 丙及び丁丙払込口座

銀行	支店	口座名義人	種類	番号
----	----	-------	----	----

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 契 約 日 :
- 3 契 約 件 名 :
- 4 納期（履行期限） :
- 5 検 察 合 格 日 :

添付書類：印鑑証明（乙、丙、丁各1通（発行日より3ヶ月以内のものに限る。））

注：1 乙は、請負人（契約相手方）とする。

2 丙は、乙への融資の担保として債権譲渡を受ける金融機関とする。ただし、乙と取引のある中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に限る。

3 丁は、乙から債権譲渡を受ける信用保証協会とする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会をいう。

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

乙 住 所 :  
 譲渡人 :  
 代表者 : 殿

丙 住 所 :  
 譲受人 :  
 代表者 : 殿

丁 住 所 :  
 譲受人 :  
 代表者 : 殿

甲 契約担当官

確定日付欄

印

乙の別添の債権譲渡承諾申請書につき、下記契約に基づく譲渡対象債権の丙及び丁への譲渡については、次の事項を乙、丙及び丁が遵守することを条件として、民法（明治29年法律第89号）第468条第1項及び「債権譲渡禁止の部分的解除のための契約条項」の規定に基づき、異議を留めて承諾する。

- 1 この承諾によって、下記契約の契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する國の権利及び利益に何ら変更がなく、また乙のこの契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
- 2 丙及び丁は、第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国による代金の支払いは、下記契約の契約条項の規定に基づき行われるものであること。

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 契 約 約 日 :
- 3 契 約 件 名 :
- 4 納期（履行期限）:
- 5 檢 查 合 格 日 :